



## もしも...の時に備え、参考にしてください

### もし、交通事故で怪我をしてしまったら...

状況に余裕があれば病院に来院する前に、警察とご自身が乗車していた車両が加入している保険会社と相手方の保険会社に連絡して下さい。

病院での交通事故扱いとは、エンジンがついている車両とぶつかったり、接触して怪我する事を言います。(車vs.車・車vs.バイク・車vs.人 など)

おもな交通事故ケースにおける、適応保険は下記の通りです。

(例)

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1. ご自身が歩行者・自転車であった場合 | 相手車両の「自賠責保険」「任意保険」                        |
| 2. 自損事故(単独事故)の運転者    | ご自身の「健康保険」が使えます。                          |
| 自損事故(単独事故)の同乗者       | 乗車車両の「自賠責保険」「任意保険」                        |
| 3. 自動車どうしの事故         | 双方の車両の「自賠責保険」「任意保険」<br>(過失割合で使用できるか決まります) |

交通事故での怪我の保証は個々の事故状況によって異なりますので、  
該当の保険会社とよくご相談ください。

### 病院の窓口では？

受付で交通事故の治療専用カルテを作成します。職員に交通事故での怪我で受診する旨を伝えてください。後は通常の診療の流れと一緒に。安心して受診してください。



交通事故の治療費は、原則として(ご自身が被害者であったとしても)患者さんに請求します。その際、自費による会計が基本です。治療終了後、支払った治療費は自賠責保険に請求するようになります。

#### 自賠責保険とは？



原則としてすべての自動車に付けることが義務づけられていて、人身事故の被害者を120万円限度(治療費・慰謝料・休業補償などを含む)で救済するための保険です。なお、自賠責保険からの支払は人身事故に限られ、物損事故による傷害については支払われません。

相手側の任意保険会社による一括支払いの場合は、任意保険会社に連絡していただき、任意保険会社から直接病院へ連絡していただくようお願いします。

#### 任意保険とは？一括支払いとは？

車両を所有している本人が、加入するかどうかを決められる保険です。加害者側に任意保険の契約がある場合は、その契約保険会社が窓口になって自賠責保険への手続きや治療費の支払・請求等を行う制度を一括支払い制度と言います。

健康保険を利用したい場合は、保険者に対して「第三者の行為による傷病届」の手続きをおこなってください。

詳しくは医事課担当まで